

令和5年(ワ)第413号 慰謝料等請求事件

原告 奥村昇次

被告 友松孝雄

原告準備書面(1)

令和5年5月14日

名古屋地方裁判所民事第8部合議B6係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 柴垣幹生



本書面では、被告の令和5年3月9日付答弁書に対し、原告の認否・主張・反論を述べる。

第1 「第2 本件に至る背景事情及び原告が本件訴訟を提起した意図・目的について」(答弁書1~4頁)に対する認否

1 1は認める。

2 2は認める。なお、令和5年4月23日に行われた春日井市議会議員選挙では、定数32名のところ44名が立候補し、原告は得票数19位で2回目の当選を果たした。得票数も2294票で、前回の1332票を72%も上回る躍進ぶりであった。日頃の地道な議員活動が有権者に評価された結果である。ちなみに、被告も8回目の当選を果たしたものの、得票数は原告を下回る2126票で21位であった(甲2)。

3 3は認める。但し、その後さらに1名が退団し、令和5年5月1日時点で自由クラブは僅か5名となっている。

4 4について、原告の子息が逮捕されたこと、及び原告が自由クラブを退団したことは認める。退団の経緯は、第3の1（本書面8頁）で後述する。

5 5のうち、第1文ないし第3文は認める。第4文の団長を交替した理由は不知。

6 6は、第1文、第2文ともに否認する。退団の経緯は、第3の1（本書面8頁）で後述する。

7 7は認める。

8 8は、第1文、第2文ともに否認する。再入団の経緯は、第3の1（本書面8頁）で後述する。

9 9は、第1文、第2文ともに認める。

10 10のうち、第1段落は認める。

第2段落の第1文のうち、「自由クラブとしてもこれを支持する立場を表明していた。」との点は否認し、その余は認める。そのような立場を自由クラブ全体の方針として確認したことはない。第2文は否認する。詳細は、第3の2（本書面9頁）で後述する。

11 11は不知。

12 12の第1段落について、「その施策に反対する趣旨のチラシ」との点は否認し、その余は認める。

第2段落は否認する。原告は、自身の問題意識のもと、当該施策の課題を指摘するとともに市民に積極的な意見を呼びかけたに過ぎず（乙8参照）、「反対意見を煽る内容」ではない。また、そもそも自由クラブの方針自体が明確にあったわけではないから、「自由クラブの方針に逆らう」ものでもない。

第3段落のうち、第1文は認める。そもそもチラシを配布すること自体各議員の責任においてすることであって自由クラブや被告の承諾を要するものでは

ないから、承諾を求めないのはむしろ当然である。第2文は否認する。

第4段落は否認する。

- 13 13の第1文は否認する。なお、前述のように、当該チラシ(乙8)は「施策を批判し反対する趣旨」ではなく、市民に積極的な意見を呼びかけるために、原告自身の問題意識のもと、当該施策の課題を指摘したに過ぎない。

第2文は認める。

第3文は否認する。

- 14 14は、第1文ないし第4文まですべて否認する。

- 15 15は否認する。そもそも自由クラブの方針自体が明確にあったわけではないから、その意思に反するという事もない。

- 16 16の第1段落のうち、第1文は不知。第2文は認める。第3文は不知。

第2段落は、第1文から第4文まですべて否認する。総務会長及び政務調査会長から、「市当局から少し苦情があった。市当局に対しても少し対応をソフトにするように。今度何か問題を起こしたらイエローカードではなくレッドカードだ。」という趣旨の発言があった。しかし、話が抽象的で、原告が「具体的には何のことでしょう?」と尋ねても説明がなかったため、原告は何のことを指摘されているのか判然とせず、ましてチラシを配布した行為のことを問われているとの認識も全くなかった。

第3段落は認める。

- 17 17のうち、(1)及び(2)は否認する。

(3)の第1文のうち、議会報に自分が行った質疑を掲載する機会を持ったとの点は認め、質問していない事柄までも「質問」したかのごとくに装って原稿を作成したとの点は否認する。第2文は否認する。

(4)は、第1文から第3文まですべて否認する。

(5)のうち、「所定の手続きを経て」との点は否認し、その余は認める。実質的には被告を含む三役のみで決定し、役員会(三役、会計及び書記で構成され

る。)及び全員会の決定決議を経ずして原告を除名した点は明確な規約違反であり、重大な手続違背である。

(6)は否認する。

18 18は否認ないし争う。

第2 「第3 『第2 請求の原因』に対する認否など」(答弁書4～10頁)に対する認否

1 「2 同『2 紛争の経緯』『(1) 議会報原稿の修正の経緯』記載について」に対する認否

(1) (2)は認める。

(2) (3)は認める。

(3) (4)の第1段落は認める。

第2段落のうち、第1文は概ね認めるが、提出先は委員長ではなかった。

第2文は否認する。第3文ないし第5文は不知。

(4) (5)は、第1段落、第2段落ともに否認する。現実には質問していない事柄を質問したかのごとくに議会報に掲載させようとした、などという事実はない。

(5) (6)のうち、第1文及び第2文は否認し、第3文及び第4文は認める。

第5文は、乙第9号証にそのような記載がある限りで認め、「これは現実に原告が質問した事柄である。」との点は否認する。

第6文は認める。但し、第3の3(本書面10頁)で後述するとおり、原告が議会の一般質問の中で、地図を作成することについて意見ないし要望として実際に言及していることは、紛れもない事実である。

第7文及び第8文のうち、「原告は、市議会においてそのような質問はしておらず、」との点は否認し、その余は認める。第3の3(本書面10頁)で後述するように、具体的な質問としてではなく、一般質問における市当局の担当者との質疑応答の際に意見ないし要望として言及したのであるから、

春日井市からの明確な回答がないのは何ら不自然なことではない。それ故議会報に「答弁」として記載されないのも当然である。

第9文は否認する。

(6) (7)のうち、第1文及び第2文は否認する。

第3文及び第4文のうち、修正した原稿を直接議会事務局に提出したことは認めるが、議会報委員長に提出すべきところ殊更にそれを無視したものではない。

第5文及び第6文は否認する。

(7) (8)は不知。

(8) (9)は、第1文から第3文まですべて否認する。議会報委員会からも議会事務局からも、現実にしていない質問をしたとする原稿を掲載することはできない旨の指摘は受けていない。加えて、ルール違反は困るので委員長を経てほしいなどと通告を受けた事実もない。

(9) (10)のうち、「原告が直接、議会事務局に事実と反する原稿を採用するように要求した」との点は否認し、その余は不知。

(10) (11)は、第1文、第2文ともに不知。

(11) (12)は否認する。

2 「3 訴状3枚目『(2) 被告の激昂』記載部分」に対する認否

(1) (1)の第1文は認める。

第2文は、「委員長などに迷惑をかけている」との指摘を受けた点は認め、その余は否認する。被告の言動は、「注意の言葉を発した。」などというものではなく、執拗に原告に非難を浴びせてきたものである。

第3文は認める。

第4文は否認する。原告は、「わかりました。」と返事はしたが、そのような反抗的な態度は取っていない。

(2) (2)の第1文は不知。

第2文は概ね認めるが、第1の16(本書面3頁)で前述したとおり、原告には、チラシを配布した行為について総務会長及び政務調査会長から具体的な注意を受けたとの認識はなかった。

(3) (3)は否認する。

(4) (4)は、第1文から第3文まですべて不知。

3 「4 訴状3枚目『(3) 原告の除名処分』記載部分」の(1)の事実の経過に対する認否

(1) ①の第1文は否認する。令和5年1月3日には自民党祝賀会は間違いなく行われた。

(2) ②の第1文ないし第3文は認める。

(3) ③の第1文ないし第3文は認める。

(4) ④の第1段落のうち、「次の通り」との点は否認し、その余は認める。

第2段落は否認する。この時の前市長と原告とのやり取りは、実際には、前市長が「駅問題のチラシはいかんぞ、もう少し勉強した方がいい。」と言うので、原告が「そのチラシを見られたのですか？」と問い返すと、前市長は「見てないけど…」という返答であった。また、その場に居合わせた議員らに確認すれば容易に分かることであるが、決して「強く叱責した」とか「前市長があんなに怒った様子は見たことがない。」というような激怒しているような様子ではなかった。

第3段落ないし第5段落は否認する。原告は、前市長が帰り際に被告が座っている方向に向かって「これでいいか？」と言ったことをはっきり覚えている。この発言からすると、被告は「その当時その場にはいなかった。」と述べるが、実際にはその場において前市長と原告とのやり取りを見ていたと思われる。現に被告は、『「現に、先ほども前市長があんなに怒っていたではないか。」と述べた。』というように(答弁書9頁)、さもその場にいたかのように主張している。また、被告が、原告がチラシを配布した行為について注

意してくれるよう、前市長に依頼したものと思われる。そのように考えれば、前市長の「見てないけど…」,「これでいいか？」等の発言とも整合する。

(5) ⑤は認める。

(6) ⑥の第1文ないし第3文は認める。

(7) ⑦の第1段落及び第3段落は不知。

第2段落のうち、三役会を開いたとの点は不知、その余は否認する。「春日井市議会自由クラブ議員団規約」(以下「本規約」という。)第5条1項によれば、自由クラブの役員は三役のほか会計及び書記も含まれているから、同第7条の「役員会」とは役員5名で組織される会議体であることは自明である。被告が述べる「三役会」なるものは本規約上の機関ですらない。

(8) ⑧の第1段落のうち、「改めて役員会として諮った」との点は否認し、その余は不知。前述のように「三役会」なるものは自由クラブの機関ではなく、「役員会」と同義ではない。三役で原告の処遇を協議したというのであれば、それは事実上の協議であるに過ぎない。

第2段落の協議の内容は不知。

(9) ⑨の第1段落は認める。

第2段落について、概略このようなやり取りがあったことは認める。但し、第1の16(本書面3頁)で前述したとおり、「今度また自由クラブに迷惑を掛けたらこのままではいられない」という点について、チラシを配布した行為のことを問われたものであるとの認識は原告にはない。

(10) ⑩の第1段落は概ね認める。

第2段落は概ね認める。但し、原告は除名か脱会かの二者択一を迫られており、そもそも被告ら三役には原告の弁明を聞こうなどという態度は微塵も見られなかった。

(11) ⑪については、原告が退席した後のことであり不知。

第3 原告の主張・反論

1 退団及び再入団の経緯

(1) 原告は、令和2年4月に自由クラブを退団し、約1年後の令和3年4月に再入団した(乙7)。その経緯は、以下のとおりである。

(2) 原告の長男が逮捕された旨の新聞記事が地元近郊版に掲載された当日朝、原告は、当時の林克巳団長(乙6参照)の自宅を訪れて事情を説明し、謝罪したところ、林団長からは「成人した子供で、議員本人ではないので問題はない。」と言われた。また、鬼頭宏明総務会長からも「直ぐに団長に報告したし、本人の話ではないから問題はない。」と言われた。このように、三役のうち少なくとも団長及び総務会長は、原告の処遇・進退には影響しないとの考えを示していた。

ところが、林団長が、当時は顧問・相談役であった被告にこの件を報告したところ、いわゆる「鶴の一声」で原告を退団させる方針が決まってしまったのである。

原告は、団長及び総務会長の考えに反して退団を迫られることに納得がいかなかったが、1年後に復帰することを条件として、被告の意向を汲んでやむを得ず退団に応じたのである。

また、退団の条件であった1年後の再入団の際には、同期の議員仲間が復帰に向けての環境調整に尽力してくれたこともあり、被告も認めているとおり「全員会の承諾を得て」(答弁書2頁)自由クラブに復帰したのである。

(3) 経緯は以上のとおりであり、決して「無会派のままにいるよりは自由クラブに復帰した方が選挙戦上有利であろうと考えた」(答弁書2頁)わけでも、「最下位での当選であったことから、…次回選挙における集票の危機感から、令和3年3月に自由クラブへの再入会を求めた。」(答弁書11頁)わけでもない。被告の一方的な邪推である。

2 「高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針(中間案)」(以下「本件中間案」とい

う。)とチラシ(乙8)配布について

- (1) 原告は、本件中間案を扱う建設委員会の副委員長であったが、令和4年5月の建設委員会において本件中間案の課題について質問し、改善を要求した。すなわち、高蔵寺駅北口の暗く古いイメージが一新されて明るくなること自体は喜ばしいことであるが、他方で本件中間案によればバスの乗換えが不便になり、自家用車での送迎に時間がかかるとともに渋滞が予想されること等の課題も想定されたため(乙8参照)、賑わいを優先するあまり交通に不便が生じるのは本末転倒であるとして、本件中間案の見直しを要求したのである。

建設委員会には、自由クラブから議長として林克巳、委員として熊野義樹が出席していたが、当該委員会開催時及び終了後を通じて原告の上記言動が問題であると指摘されたことはなかった。被告は、「自由クラブとしてもこれを支持する立場を表明していた。」と述べるが(答弁書2頁)、そのようなことを自由クラブ全体の方針として確認したことはなく、原告自身にもその認識はなかった。また、「もちろん原告も同じ立場を表明していた。」(答弁書2頁)などということもない。

- (2) 上記のように、本件中間案は従来のイメージの一新という側面のみが強調され、原告が指摘する課題については全く市民に知らされていなかった。そこで原告は、自身の問題意識のもと、定期的に発行していた議員活動報告チラシで本件中間案を取り上げ、その課題を指摘するとともに市民に積極的な意見を呼びかけたのである(乙8参照)。

なお、市民向けの議員活動報告チラシは、ほとんどの議員は自己の責任において内容を編集したうえで発行しているところ、当該チラシの本件中間案に関する内容は、原告が市当局に事前に確認し、チラシを配布することも含めて事前の了解を得ているため、内容の正確性には何ら問題はない。

- (3) 原告が当該チラシを配布した行為について被告が「もし、それを求めても

承諾されるはずのない行為である」と述べていることから（答弁書 2～3 頁）、被告自身は少なくとも、本件中間案に関し市民の利便性等についてオープンに議論する考えは毛頭なく、むしろ市当局の決定に追従するという態度であったことが明白である。

3 議会における原告の質問内容と議会報原稿について

- (1) 被告は、原告が「現実の質問のみならず質問していない事柄までも『質問』したかのごとくに装って原稿を作成した。」（答弁書 4 頁）、「原告が事実と反する原稿を議会報に掲載させようとしていることで委員長などに迷惑をかけている」（同 6～7 頁）、「事実と反する原稿を持ち込みこれを無理やり通そうとしたことが発端である。」（同 7 頁）などと主張する。
- (2) 原告は、令和 4 年 1 2 月 1 2 日の市議会において、「自転車安全通行に関する啓発」をテーマに一般質問を行った。甲第 3 号証は、一般質問に先立って原告が事前に準備した原稿である。実際に原告は、市当局の担当者との間で、この原稿のとおり質疑応答を行った。

この原稿には原告が予定していた質問事項に対する回答があらかじめ記載されているが、それは、質問事項を事前に市当局の担当部署に開示し、事前に回答内容が担当部署から送られてくるためである。議会当日は、事前に開示した質問事項について、事前に送られてきた内容どおりの答弁が行われるのが慣例となっているのである。

原告は、事前に質問事項を開示した際に、自転車が通行可能な歩道が一目でわかる市内全体のマップを作成することについての質問を予定している旨市当局に伝えたところ、質問の形式ではなく意見ないし要望として言及してほしいと言われたため、議会当日は市当局の意に沿うように発言したのである。『「自転車が走行可能な歩道」の周知についてのお願いですが、『市内の自転車通行可能なマップ』を作る提案をさせていただきます。』、「一目でわかる自転車通行可能歩道の標示やMAP作り等により、市民が安心して自転

車を利用できる様にして頂くことを期待して質問を終わらせて頂きます。」と述べているのが、まさにその部分である（甲3）。

- (3) 被告は、乙第9号証の5頁④の記載内容が「現実に原告が質問した事柄である。」と述べるが（答弁書5頁）、当該記載内容は当初の議会報原稿が修正された結果に過ぎない。実際には、原告は議会での一般質問における市当局の担当者との質疑応答の際に、市内の自転車通行可能な歩道の周知のためのマップの作成について、意見ないし要望という形で言及しており、そのことを当初の議会報原稿に盛り込んで提出したのである。

したがって、被告の上記主張における「質問していない事柄」、「事実を反する原稿」等は、そもそも前提自体を誤っている。被告は、原告が作成した議会報原稿を発端とし除名に至る一連の経緯について縷々主張するが（答弁書第3の2(2)～(12)、3(1)～(4)、4(1)①～⑩）、誤った前提事実に基づいて作出された虚偽の主張である。実際には、4(2)で後述するように、令和4年12月28日のやり取りの中で被告が原告の態度や言動に激昂したことが、原告の除名の契機となっているのである。

4 被告のハラスメント行為について

- (1) 原告がハラスメントとして主張する被告の行為は、令和4年12月28日に自由クラブの部屋において、
- ① 原告の態度に激昂した被告が執拗に謝罪を要求するとともに、「7期議員を務めた会社で言うと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ、退会しろ！」と怒鳴り、
 - ② 退会させるのであれば全員会に諮ってほしいと原告が要請したのに対し、「三役のみで1月4日に決定する、その後全員会で報告するが、意見を聴く場ではない。」と述べ、
- さらに令和5年1月4日に自由クラブの別室において、
- ③ 「除名がよいか脱会がよいか2つの選択肢の中から選びなさい。」と述

べて自由クラブからの退会を事実上強要したこと
である。

すなわち、自由クラブという政治的社会的組織において、任期7期のベテラン議員であり且つ自由クラブの団長という優越的地位を利用し、執拗に謝罪を要求するとともに、自由クラブからの退会という原告の意に反することを強要しており、まさにパワーハラスメントにあたる。

(2) 被告は、上記(1)及び(2)の発言を否認しているが(答弁書8頁)、その場に同席していた自由クラブ会員の梶田正直議員が一部始終を目撃していた。

また、被告から連絡を受けた林克巳議員が慌てた様子で、梶田正直議員と原告に「友松団長が、奥村が自分に暴言を吐いたので退団させると言っている。何があったのか？」と尋ねてきたため、梶田正直議員が「議会報の原稿の話で、大した問題ではないです。」と答えたところ、林克巳議員が「1年生議員7人で何とか助けてあげられないか。」と言ったというやり取りがあった。この一連の会話からも明らかなように、被告は、議会報原稿の内容ではなく、被告に対する原告の発言(決して暴言ではない。)がきっかけで、原告を退会させることを決めているのである。

5 被告の名誉侵害行為について

(1) 原告が名誉を侵害されたと主張する被告の行為は、具体的な発言自体というよりも、役員会や全員会による決定決議を経ることなく、また原告に弁明の機会を与えることもないまま、実質的に三役のみの決定により原告を除名処分としたことである。

(2) 被告の主張による事実の経緯は、以下のとおりである。

まず、令和4年12月29日に、前日の原告とのやり取りを受けて、「総務会長と政務調査会長に個別に電話をかけ、原告のこの度の行為とそれに対する対応を相談し」、「兩名とも、原告をこのまま自由クラブに留まらせることはできないとの意向を明らかにした」ため、「年が明けたらすぐに手続き

を進めよう、ということになった」(答弁書7頁)。年が明けた令和5年1月4日の名刺交換会の後、「被告は、すぐに総務会長と政務調査会長を促して別室に移り、「そこで三役会を開いた。」。そして、「約15分程度の協議の結果、やはり原告をこのまま自由クラブに留めておくことはできないとの結論に達した。ただ、いきなり除名処分にするのではなく、原告に任意に退団する機会を与えよう、ということになり」、「隣室にいた原告をこちらの部屋に呼び入れた。」。そして、政務調査会長は『あなたは任意に退団する意思があるかそれとも除名がよいか。どちらを選ぶのか。』と選択を求めた。」(答弁書9頁)。

(3) 被告は、原告が「部屋を出て行ってしまった。そのためそれ以上原告の弁明を聞くことができなくなった。」(答弁書9～10頁)、「弁明の機会を与えられたにも拘わらず激昂してそれを放棄したのは原告自身である。」(答弁書11頁)などと述べるが、前述の事実経緯のとおり、原告を退会させること自体は三役においてすでに決定済みであり、弁明の機会とはいえ退団か除名かの選択を尋ねたに過ぎない。そもそも弁明の機会とは、従前の経緯についての原告の認識、意見、言い分等を聴取し、それを踏まえて慎重に処遇を決定するために与えられるべきものであるが、そのような実質的な弁明の機会が原告には与えられていないのである。

(4) また、本規約(甲1)第5条1項によれば、自由クラブの役員は三役のほか会計及び書記も含まれているから、同第7条の「役員会」とは役員5名で組織される会議体であることは自明である。被告が述べる「三役会」なるものは「役員会」と同義ではなく、本規約上の機関ですらない。被告は、原告の処遇について三役会で協議したと述べるが、それは事実上の協議であるに過ぎない。本規約第4条1項には「入団・退団及び除名等の処分は役員会を経て全員会で決定する。」と定められているにもかかわらず、実質的には三役のみで決定し、本規約上の「役員会」の決定決議を経ていないのである。

(5) このように、実質的な弁明の機会を与えられることもなく、また本規約上の役員会の決定決議を経ていないという点は、明確な規約違反であり、重大な手続違背である。

かかる手続違背により、原告は除名という汚名を着せられ、春日井市議会議員としても、また自由クラブ会員としても、一政治家としての社会的評価及び社会的名誉並びに尊厳は、著しく損なわれたと言わざるを得ない。

以上のことが、原告が主張する被告の名誉侵害行為の内実であり結果である。

6 原告主張の関連事実に関する反論

原告が本件訴訟に関連する事実として言及した他の自由クラブ会員に対するハラスメント行為（訴状5～6頁）は、いずれも紛れもない事実である。原告自身がハラスメントの被害者である彼らに対し事実関係の詳細を聴取したうえ、本訴状への記載について承諾を得ている。仮に被告からの報復ないし私怨を恐れるなら、訴状への記載を承諾することはないはずである。何故なら、これらの事実は被告としても身に覚えがあるはずであるから、訴状では氏名こそ秘匿していても、当事者を特定することは被告にとって容易だからである。訴状への記載を承諾したということは、それだけ他の自由クラブ会員も被告の日頃の目に余る横暴な振る舞いに嫌悪感を抱き辟易している証左である。

被告は、「原告の私怨による訴訟に本件と関係のない他の市議会議員を巻き込んで自己を有利に導こうとするもの」などと述べるが（答弁書12頁）、これだけの私怨を招いているのは、他ならぬ被告自身であることが自覚されねばならない。

以上